

## 茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表

（令和5年4月1日から適用）

※ この表の年齢は、その児童の入所日の属する年度の初日の前日における年齢により区分するものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）					複数の子どもが保育所等に 入所している場合、2人目 の子どもは（ ）内の金額 となり、3人目以降の子 どもは〔 〕内の金額とな ります。詳細は下記をご覧 ください。	
階層 区分	定 義	0歳児		1, 2歳児		3歳児以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0		C1階層からE1階層の 多子計算方法  （ ）：年齢に関係な く、保護者と生計を一に している子どもの中で第 2子に適用  〔 〕：年齢に関係な く、保護者と生計を一に している子どもの中で第 3子以降に適用	
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等 幼児教育・保育の無償化により無料						
B 2		一般世帯 幼児教育・保育の無償化により無料						
C 1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,700 ( 0 ) ( 0 )	幼児教育・保育の 無償化により無料  〔 別途主食費、 諸費用等が かかります。〕	E2階層からF5階層の 多子計算方法  （ ）：小学校就学前ま での範囲で保育所等に 通っている2番目の子 どもに適用  〔 〕：小学校就学前ま での範囲で保育所等に 通っている3番目以降の 子どもに適用  ※「保育所等」とは、保 育所、幼稚園、認定こ ども園、家庭的保育事 業等、茨木市待機児童保 育室、企業主導型保育事 業所、特別支援学校幼 稚部、情緒障害児短期治 療施設通所部、児童発達 支援または医療型児童発 達支援をいう。			
C 2		一般世帯	14,600 ( 7,300 ) ( 0 )	14,400 ( 7,200 ) ( 0 )	14,600 ( 7,300 ) ( 0 )	14,400 ( 7,200 ) ( 0 )		
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,700 ( 0 ) ( 0 )					
D 2		一般世帯	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	22,200 ( 11,100 ) ( 0 )	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	22,200 ( 11,100 ) ( 0 )		
E 1	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,700 ( 0 ) ( 0 )					
E 2		一般世帯	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	22,200 ( 11,100 ) ( 0 )	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	22,200 ( 11,100 ) ( 0 )		
F 1	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	22,200 ( 11,100 ) ( 0 )	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	22,200 ( 11,100 ) ( 0 )		
F 2	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		33,300 ( 16,600 ) ( 0 )	32,900 ( 16,400 ) ( 0 )	33,300 ( 16,600 ) ( 0 )	32,900 ( 16,400 ) ( 0 )		
F 3	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満		45,700 ( 22,800 ) ( 0 )	45,000 ( 22,500 ) ( 0 )	45,700 ( 22,800 ) ( 0 )	45,000 ( 22,500 ) ( 0 )		
F 4	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満		60,000 ( 30,000 ) ( 0 )	59,100 ( 29,500 ) ( 0 )	60,000 ( 30,000 ) ( 0 )	59,100 ( 29,500 ) ( 0 )		
F 5	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		78,000 ( 39,000 ) ( 0 )	76,800 ( 38,400 ) ( 0 )	75,400 ( 37,700 ) ( 0 )	72,300 ( 36,100 ) ( 0 )		

※ 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯または保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯をいいます。

※ 「ひとり親世帯等」の詳細については、裏面の備考1をご参照ください。

※ 市民税所得割課税額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

※ **上記の額は、保育所または認定こども園の保育部分に在籍されている場合の利用者負担月額です。**

**小規模保育事業A型、小規模型事業所内保育事業の利用者負担額及び茨木市待機児童保育室の利用料は、上記の額に90/100を乗じた額となります。**

## 備考

## 1 「ひとり親世帯等」について

「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 大阪府療育手帳に関する規則(平成 12 年大阪府規則第 42 号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児
- オ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に基づく障害基礎年金等の受給者
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

## 2 月途中に入所または退所した場合

月途中の入退所については、当該利用者負担額を日割計算(1月を 25 日とみなす。)とする。

- (1) 月途中入所 当月利用者負担額 × 月途中入所日からの開所日数 ÷ 25 日(10 円未満切捨て)
- (2) 月途中退所 当月利用者負担額 × 月途中退所日までの開所日数 ÷ 25 日(10 円未満切捨て)

## 3 公立施設の延長保育料について

茨木市立保育所等(認定こども園、小規模保育施設含む)及び待機児童保育室における延長保育料は、次のとおりとする。

<標準時間認定における延長保育(児童 1 人につき)>

区 分	月 額	日 額
A 型延長保育 (午前 7 時から午前 7 時 30 分まで)	2,500 円	300 円
B 型延長保育 (午後 6 時 30 分から午後 7 時まで)	2,500 円	300 円
C 型延長保育 (A 型延長保育 + B 型延長保育)	5,000 円	600 円

- (1) この表の「月額」及び「日額」の区分は、延長保育の利用の申込区分による。
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付世帯に係る延長保育料は無料とする。

## 4 公立施設の主食費及び副食費について(3 歳児～5 歳児クラスの児童のみ)

茨木市立保育所等(認定こども園、小規模保育施設含む)及び待機児童保育室における主食費及び副食費は、次のとおりとする。

	A 階層から E1 階層までの世帯			E2 階層から F5 階層までの世帯 ※1		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
主食費 (児童 1 人につき)	1,000 円 (月額)			1,000 円 (月額)		
副食費 (児童 1 人につき)	0 円			4,500 円 (月額)		0 円

※ 1 ただし、小学校就学前までの児童で数えます。

※ 2 月途中に入退所をした場合、主食費・副食費は日割計算となります。(備考 2 参照)